



YELL・Spirits エール・スピリッツ

2015年10月号

Contents



発行：社会保険労務士法人エール

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018 エールビル1F

TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072

Email：info@sr-yell.com



- 代表鎌倉より ●マイナンバーマニュアル発刊のご案内 ●企業のマイナンバーへの準備 ●労働者派遣法の改正について
- ストレスチェック制度 ●地域別最低賃金改定 ●セミナーのお知らせ ●MyKomon 電子会議室ご案内 ●今月のエール

鎌倉です。エールは9月決算。チームを編成して席替えし、これからの大きな変化の始まりへの準備を整えつつ、一同 新たな気持ちで新しい期を迎えています。

10月、いよいよマイナンバーがスタートします。目下、企業の皆様におかれましてもマイナンバーの対応に取り組まれていることと思います。エールでは各企業で収集に時間がかかるころもあろうかと思っておりますので、原則として手続をご依頼頂いている企業様からは1月末迄にマイナンバーをご連絡いただくように考えております。

マイナンバーを取り扱う企業様には、契約書を改定させて頂く他、弊社の使用するマイナンバー管理システムおよび事務フローのご案内を順次させていただきますので宜しくお願い致します。

手続きにつきましては、今年度中に、全体の8割を目途に電子申請に切替えて参ります。当面は、電子申請可能な書類とそうでない書類が混在しますが、大方の申請は可能です。厚生労働省関係の電子申請はこれまで使いにくい部分もありましたが、扱える書類も増えており、迅速・安全・確実な手続きにつながります。手続きをご依頼頂いている企業様には、新しい事務フローにつきましても別途ご案内申し上げます。

マイナンバーや電子申請に関するご質問がございましたらどうぞお気軽にお寄せいただきたいと思います。

マイナンバーを機に大きく時代が動くのを感じます。新しい時代の幕開けですね。

エール一同、責任の重さを自覚し、お客様に安心してマイナンバーを含む手続きをご依頼頂けるよう体制を整えております。そしてこの先、我々社会保険労務士の仕事も大きく短期間に変化していくと考えます。これからの時代、どのように中小企業のお役にたっていくか、そのために今期どう動いていくか、メンバーで討論を重ねています。

今期もチャレンジを続け、一同お客様のお力になれるよう全力を尽くしてまいります！



新刊 建設業振興基金は、社会保険労務士法
12けたの番号を社会保
険、税、災害対策の3分
野に活用することで、行
政による情報管理の効率
への加入を促すなどの
理由で、技能労働者の雇
用と外注としての請負
をあいまいにする実態も
みられる。本書では、マ
イナンバーと法人番号を
使用することで、企業単
位で加入済みであった
も、未加入の従業員が
加入のチェックが容易に
なること指摘。適正な加
入の手続きを講じる必要
性などを指摘している。
別添付資料には13桁
の法人番号も通知
される。
事業者は、社会
保険と税の手続き
は大成出版社、電話03
(3332)4131
の書類作成に従業
員が必須
になるため、従業員にマ
イナンバーを提示して
もらう必要がある。

**マイナンバー対応
マニュアルを発刊**

振興基金

建通新聞 2015.10.1 掲載

「中小建設企業のためのマイナンバー
対応マニュアル」(全116頁)
発刊:建設業振興基金/監修:エール

中小建設企業様向けです。
大成出版社様HPからもご購入
いただけます。

★★10月30日、エールで小学生向けにハロウィン＆「知ってる?マイナンバー」のイベントを行います★★

企業のマイナンバーへの準備 Vol.9

2月号からスタートした『企業のマイナンバーへの準備』の連載ですが、いよいよ今月、マイナンバー（個人番号）が通知されます。社内での準備は、お済みでしょうか？平成28年（2016年）1月から、まずは雇用保険と税の手続きで利用が開始されますので、今月は利用についてQ&A形式でご案内します。



◆ 雇用保険編 ◆

Q 1 個人番号（マイナンバー）の記載が必要な雇用保険手続きはどのようなものがありますか？

A 1 個人番号の記載が必要な雇用保険手続きは次のとおりです。

- ・資格取得届
- ・資格喪失届
- ・氏名変更届
- ・高年齢雇用継続給付支給申請書
- ・育児休業給付金支給申請書
- ・介護休業給付金支給申請書

Q 2 届出後の事業主控えにも個人番号は記載されますか？

A 2 事業主控えには記載されません。

Q 3 離職票－1（離職者控え）は、会社が個人番号を記載して、離職者に交付するのですか？

A 3 離職票－1の個人番号欄は離職者本人が記載します。会社はハローワークで手続き後、離職票－1（個人番号欄は空欄）をそのまま離職者にお渡しください。

Q 4 雇用保険手続の届出の際に、個人番号カードの写しの添付は必要ですか？

A 4 不要です。

Q 5 現在、雇用保険に加入中の従業員の個人番号を届出するのですか？

A 5 在職者の個人番号については厚生労働省等で検討中です。

Q 6 従業員の個人番号を誤って届出した場合は、どのようにしたらいいですか？

A 6 所定の様式により、訂正の届出が必要です。

Q 6 従業員が個人番号の提供を拒否したため、雇用保険手続き書類に個人番号を記載できない場合はどのような取扱いとなりますか？また、理由書の提出が必要ですか？

A 6 従業員が個人番号の提供を拒否した場合は、手続き書類の個人番号欄は空白の状態が届出をします。（個人番号の記載がないことで、ハローワークが雇用保険手続の届出を受理しないということはありません。）理由書の提出や、個人番号の提供が受けられなかった理由等の説明は不要です。

Q 7 平成28年1月以降、届出書式が個人番号の記入欄があるものに変更されますが、現在使用している旧書式は使用できなくなりますか？

A 7 旧書式も当面の間、経過措置として使用できますが、別書式にて、個人番号の届出が必要です。

◆ 税務編 ◆

Q 1 申告書や法定調書等を税務署等に提出する際、必ず個人番号・法人番号を記載しなければならないのですか？

A 1 税務署等に提出される申告書や法定調書等の税務関係書類には個人番号・法人番号を記載することが義務付けられていますので、提出する際は個人番号等の記載が必要となります。
ただし、平成 28 年分の扶養控除等申告書を平成 27 年中に源泉徴収義務者 (=企業等) に提出する場合は、その申告書に給与所得者本人等の個人番号を記載しなくても構いません。

Q 2 申告書等に個人番号・法人番号を記載していない場合、税務署等で受理されないのですか？

A 2 申告書や法定調書等の記載対象となっている方全てが個人番号・法人番号を持っているとは限らず、そのような場合は個人番号等を記載することはできませんので、個人番号等の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません。

Q 3 申告書等を税務署等に提出する際、個人番号・法人番号の記載がない場合や誤りがある場合に罰則の適用はありますか？

A 3 申告書や法定調書等の税務関係書類を税務署等に提出する際に、個人番号・法人番号を記載しなかった場合や誤りがあった場合の罰則規定は、税法上設けられていませんが、個人番号等の記載は、法律で定められて義務なので、正確に記載した上で提出してください。

Q 4 給与所得の源泉徴収票は、どのように変更になりますか？

A 4 給与所得の源泉徴収票については、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払う給与等に係るものから新様式となります。①給与等の支払を受ける者の個人番号、②控除対象配偶者の氏名・個人番号、③扶養親族の氏名・個人番号、④給与等の支払をする者の個人番号又は法人番号の記載が必要です。ただし、本人に交付する給与所得及び退職所得の源泉徴収票については、支払をする者の個人番号又は法人番号の記載は不要です。給与所得の源泉徴収票の様式は現行の A 6 サイズから A 5 サイズに変更になります。

★H27. 10. 2 改正 最新情報★

従業員に交付する給与所得および退職所得の源泉徴収票等への個人番号の記載は行わないことになりました。

源泉徴収票に個人番号を記載することで情報漏洩のリスクが高まる、管理コストが上がってしまうという声に配慮して、見直されました！ (税務署提出分の源泉徴収票には個人番号の記載は必要です)



支払を受ける者の「個人番号」欄が追加されます。

控除対象配偶者及び扶養親族の「個人番号」欄等が追加されます。

支払者の「個人番号」又は法人番号」欄が追加されます (税務署提出用のみ)。

※なお、従業員に交付する源泉徴収票には個人番号の記載は必要ありません。

労働者派遣法の改正について Vol.1

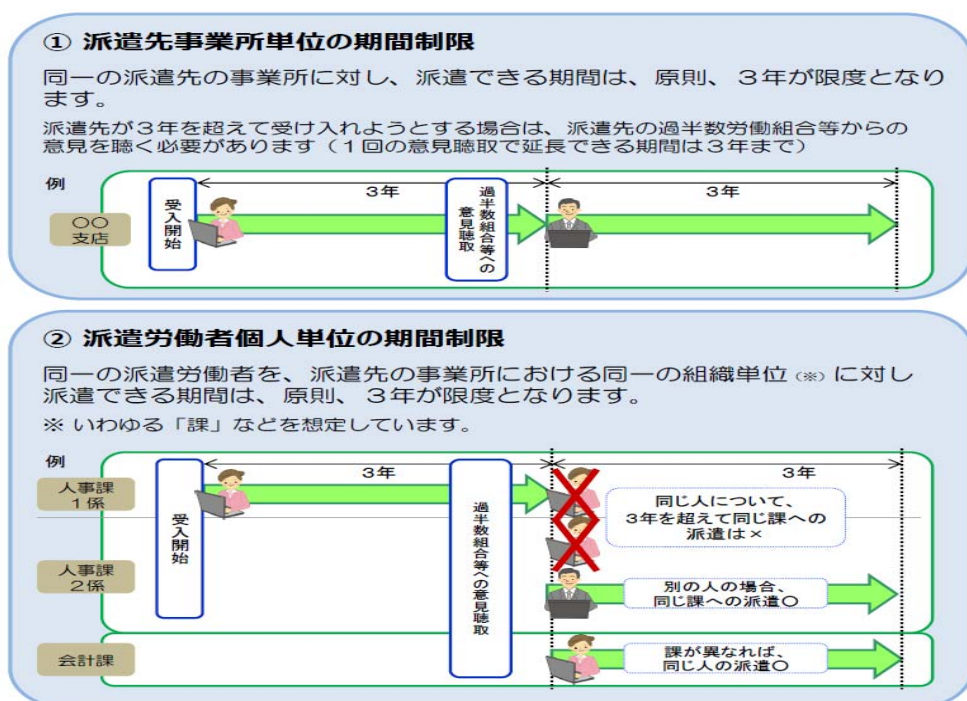
これまで国会で2度、廃案となっていた改正労働者派遣法が成立し、9月30日施行されました。今回はかなり大きな改正となっており、派遣元（派遣会社）だけでなく、派遣社員を受け入れる派遣先への影響も少なくないので、今月より連載でご紹介します。今月は、改正の全体像をご確認ください。

1 労働者派遣事業は許可制に一本化される！

一般労働者派遣事業（許可制）と特定労働者派遣事業（届出制）の区別は廃止され、すべての労働者派遣事業が許可制となり、要件が厳しくなります。（経過措置あり）

2 派遣期間制限のルールが変わる！

現在の期間制限（26業務以外の業務に対する労働者派遣について、派遣期間の上限を原則1年（最長3年））が見直されました。施行日以後に締結・更新される労働者派遣契約では、すべての業務に対して、派遣期間に次の2種類の制限が適用されます。



※派遣元で無期雇用されている派遣労働者および60歳以上の派遣労働者等は上記①、②の期間制限の対象外

3 派遣労働者の雇用の安定とキャリアアップ

■雇用安定措置の実施

派遣元は、同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある方に対し、派遣終了後の雇用に継続させる措置（雇用安定措置）を講じる義務が課せられます。

■キャリアアップ措置の実施 ■雇入れ努力・募集情報提供 ■均衡待遇の推進

派遣元は、派遣労働者から求めがあった場合、①賃金の決定②教育訓練の実施③福利厚生の実施について、派遣労働者と派遣先で同種の業務に従事する労働者の待遇の均衡を図るために考慮した内容を説明する義務があります。

4 労働契約申込みみなし制度が施行（平成27年10月1日から）

派遣先が違法派遣を受け入れた場合、その時点で、派遣先が派遣労働者に対して、その派遣労働者の派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされます。

2015.12月スタート! ストレスチェック制度

ストレスチェックとは?

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態あるのかを調べる簡単な検査です。

労働安全衛生法の改正で、**労働者が50人以上いる事業所**では、2015年12月から、毎年1回、この検査を全ての労働者(※)に対して実施することが義務付けられました。

※契約期間が1年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の3/4未満の短時間労働者は義務の対象外

何のためにストレスチェックを行うの?

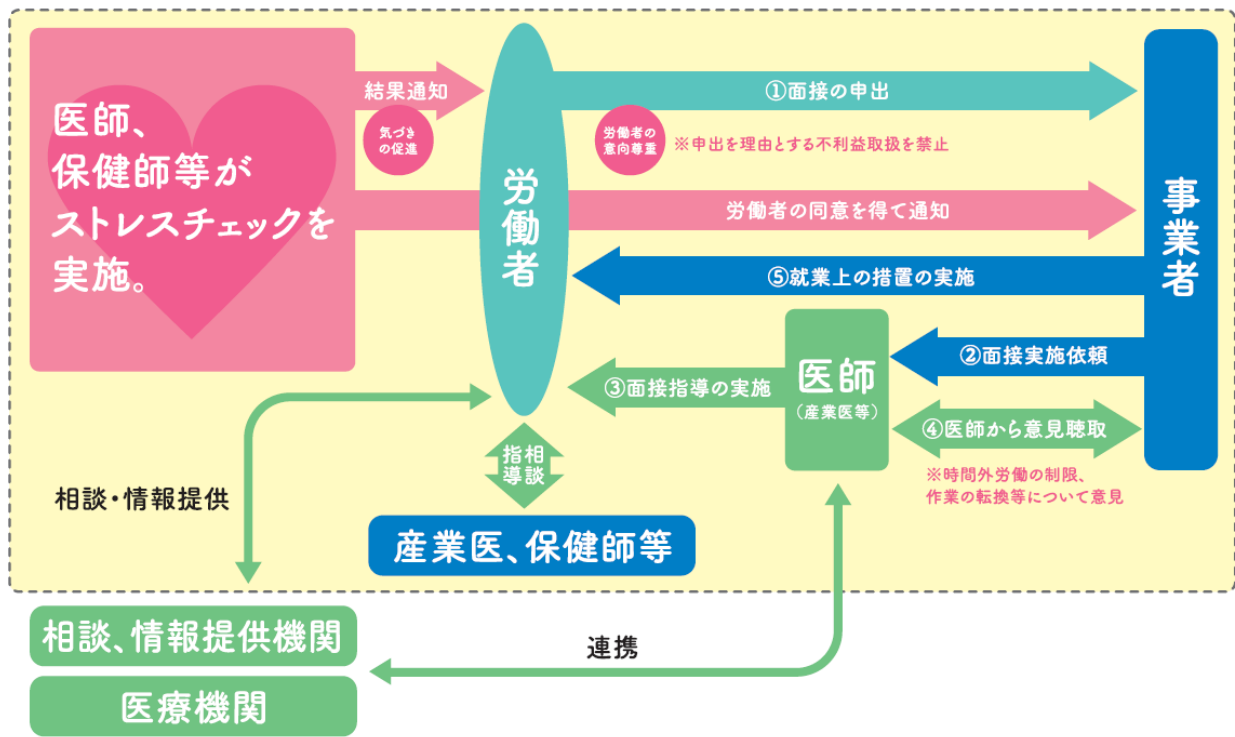
労働者が自分のストレスの状態を知ること、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、会社側に仕事の軽減などの措置を実施してもらうなど、職場の改善につなげたりすることで、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。

	1	2	3	4
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない	1	2	3	4
3. 一生懸命働かなければならない	1	2	3	4
4. かなり注意を集中する必要がある	1	2	3	4
5. 高度の知識や技術が必要なむずかしい仕事だ	1	2	3	4
6. 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない	1	2	3	4
7. からだを大変よく使う仕事だ	1	2	3	4
8. 自分のペースで仕事ができる	1	2	3	4
9. 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる	1	2	3	4

いつまでに何をやればいいのか?

2015年12月1日から2016年11月30日までの間に、全ての労働者に対して1回目のストレスチェックを実施します。ストレスチェック制度(準備から事後措置まで)は、次の手順で進めていきます。

ストレスチェック制度の流れ



※ストレスチェックと面接指導の実施状況は、毎年、労働基準監督署に所定の様式で報告が必要です。

★ストレスチェック制度の詳細は来月以降も、ご案内致します。

地域別最低賃金が改定されます

本誌9月号でもお知らせした地域最低賃金が改定されます。

神奈川 905円 (10月18日発効) ※先月号では10/17とお知らせしましたが、10/18で確定です。

東京 907円 (10月1日発効)

神奈川の最低賃金改正を振り返りますと、10年前(H17年)712円、5年前(H22年)818円と、ここ10年で193円と大きく上昇しています。最低賃金が増えることで毎年、実質昇給となる人がいる一方で本来ならば、評価され昇給されるべき人(元々、評価が高いので最低賃金を上回っている)は、給与は据え置かれたまま・・・というケースも見受けられます。このような方たちのモチベーションが下がることがないように配慮、工夫が必要です。

<労働安全衛生法改正対策セミナー> ※参加費無料※

「ストレスチェック義務化に伴う企業の課題と対策」(主催:神奈川保険グループ様)

A: 終了 B: 終了 C: 10月15日(木) 13:30~

あいおいニッセイ同和損害保険 横浜ビル8階会議室

横浜市中区本町5-48 (みなとみらい線馬車道駅出口5 1分)

弊社社会保険労務士滝瀬仁志が登壇します。お申込みは弊社担当者まで。



~ 顧問先からのマイナンバー連絡に! ~

10月1日リリース!!

電子会議室に 「マイナンバー連絡」機能が登場!

- ◆セキュリティを考慮したシステム設計
- ◆履歴機能で顧問先企業様も安心
- ◆マイナンバー誤入力をチェックする機能付き

メールでは顧問先企業様とのやりとりに**電子会議室**をご用意しています。このたび、マイナンバーのご連絡について電子会議室に新たな機能を付加しました。

顧問先企業様には、安全なやりとりのため**2IDまで無償でご提供します**。(3ID目からは月1500円/IDとなります。)マイナンバーの受け渡しにご利用頂けますよう、お早目にお申し込みください! 詳細は「電子会議室利用マニュアル」をご用意しております。

今月のメール



メンバーの出産祝いをこっそり準備! みんな準備で盛り上がりました。



チーム編成に合わせて連携をとりやすいよう席替えしました。

半期に1度のありがとうカード表彰。今期は毎日ありがとうを終礼で共有します



今月は講師ご依頼を数多く頂きました

